

認定経営革新等支援機関 になりました!!



当事務所は、**中小企業経営力強化支援法**に基づく、**経営革新等支援機関**として財務局・経済産業局より認定を受けました。

税理士法人 縁（えにし）

概要

中小企業経営力強化支援法の目的は

1. 中小企業支援者を国が認定し、
「中小企業の経営力」を強化する
2. 海外展開を促進するため、
海外子会社の資金調達を支援する

経営革新等支援機関とは

既存の中小企業支援者・金融機関・**税理士**等

背景

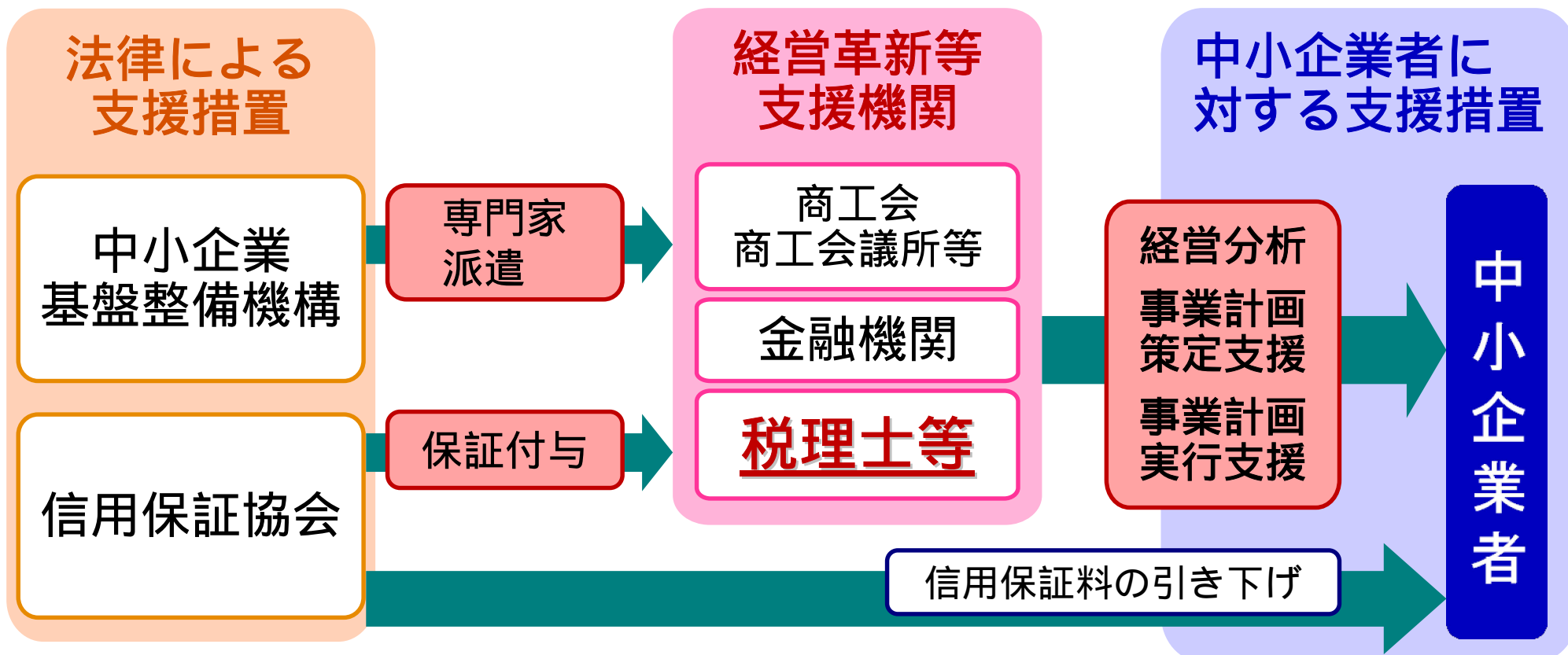
- 中小企業の経営課題は多種・多様化を極める
- 経営課題の把握や事業計画の策定等が困難
- 中小企業金融円滑化法の最終期限が近づく
(平成21年12月4日施行・平成25年3月31日終了予定)
- 中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化が急務



中小企業経営力強化支援法
(平成24年6月21日成立・8月30日施行)



認定経営革新等支援機関として、



経営・生産・販売・組織・知財等の経験豊富な専門家を派遣しています。

当事務所は、中小企業基盤整備機構等と協力・連携し、「**チーム**」として**専門性の高い中小企業支援**を行います！